

# 「結核」と診断したら直ちに届出を

※ 医師は結核と診断したら、直ちに最寄りの保健所に発生届を提出することが法律で定められています。

以下の1～4はすべて届出が必要です。（疑似症患者等、届出に迷う場合は保健所に御相談ください）

- 1 結核患者（確定例）
- 2 無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）で結核医療を必要とする場合
- 3 疑似症患者
- 4 感染症死亡者（疑い含む）の死体



とちまるくん © 栃木県  
厚生労働省「感染症法に基づく医師の届出のお願い（結核）」

※ 届出基準などの詳細については厚生労働省や栃木県のHPを御確認ください。

## 届出先及び相談窓口（医療機関を管轄する保健所に御連絡ください。）

名称	連絡先 (平日8:30~17:15)	時間外連絡先 (左記時間以外)	管轄
県西保健所 (県西健康福祉センター)	0289-62-6225	緊急連絡先に御連絡ください。  ※ 緊急連絡先が不明な場合には、 事前に管轄保健所に、御確認 ください。	鹿沼市、日光市
県東保健所 (県東健康福祉センター)	0285-82-3323		真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南保健所 (県南健康福祉センター)	0285-22-1219		小山市、栃木市、下野市、上三川町、野木町、壬生町
県北保健所 (県北健康福祉センター)	0287-22-2679		大田原市、那須塩原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、那須町、塩谷町 高根沢町、那珂川町
安足保健所 (安足健康福祉センター)	0284-41-5895		足利市、佐野市
宇都宮市保健所	028-626-1115	028-632-2222	宇都宮市

## 届出にあたって

- ・ 転院を予定している場合でも、結核と診断した医師は届出を行う必要があります。
- ・ 医師が行う届出は、感染症法第12条の規定に基づく届出であり、個人情報保護法に抵触することはありません。
- ・ 患者に「保健所に届出すること」「保健所から患者宛てに連絡が入ること」を説明してください。

